

志木第二中学校区義務教育学校設置に向けての概要

① 児童生徒数（見込み）

1,258人 内訳 前期課程（1～6年生） 812人
後期課程（7～9年生） 446人

※令和7年5月1日時点における令和9年4月の児童生徒数見込み

② 学級数（見込み）

43学級 内訳 前期課程（1～6年生） 29学級（通常 26学級・特別支援 3学級）
後期課程（7～9年生） 14学級（通常 12学級・特別支援 2学級）

1学級の上限定員 1～6年生：35人 7～9年生：40人

- ※1 学級定員の上限は、国の制度で定められているため、今後、変更となる場合があります。
なお、変更が生じた場合においても、対応可能な教室数を確保しています。
- ※2 全ての学年で、1教室以上の少人数指導等に活用できる教室を配置すると同時に、自由に活用できる多目的室を配置します。

③ 教職員体制（見込み）

教職員体制見込み

・校長	1人	・教頭等	3人	・一般教員	53人
・養護教員	2人	・学校栄養職員	2人	・事務職員	3人

※以上の教職員に加えて、さらに次の教職員を配置します。

→埼玉県と協議し、配置を見込んでいる教員（加配）

- ・義務教育学校導入初期を支える教員
- ・小中一貫教育を特に推進する教員
- ・9年間を見通した生徒指導を行う教員
- ・前期課程における教科担任制を特に推進する教員 など

→市独自に採用する市費教員

- ・複数・少人数指導を推進するスマート教員
- ・乗り入れ指導を推進するコネクト支援教員 など

④ 施設の活用

既存の3つの学校の校舎・体育館・運動場を活用し、小中一貫教育の効果をより発揮できる学校施設とします。東校舎と中央校舎の1階を渡り廊下でつなぎ、児童生徒及び教職員が安全で効率的に通行できる動線を確保します。

【東エリア（現志木第二小学校）】

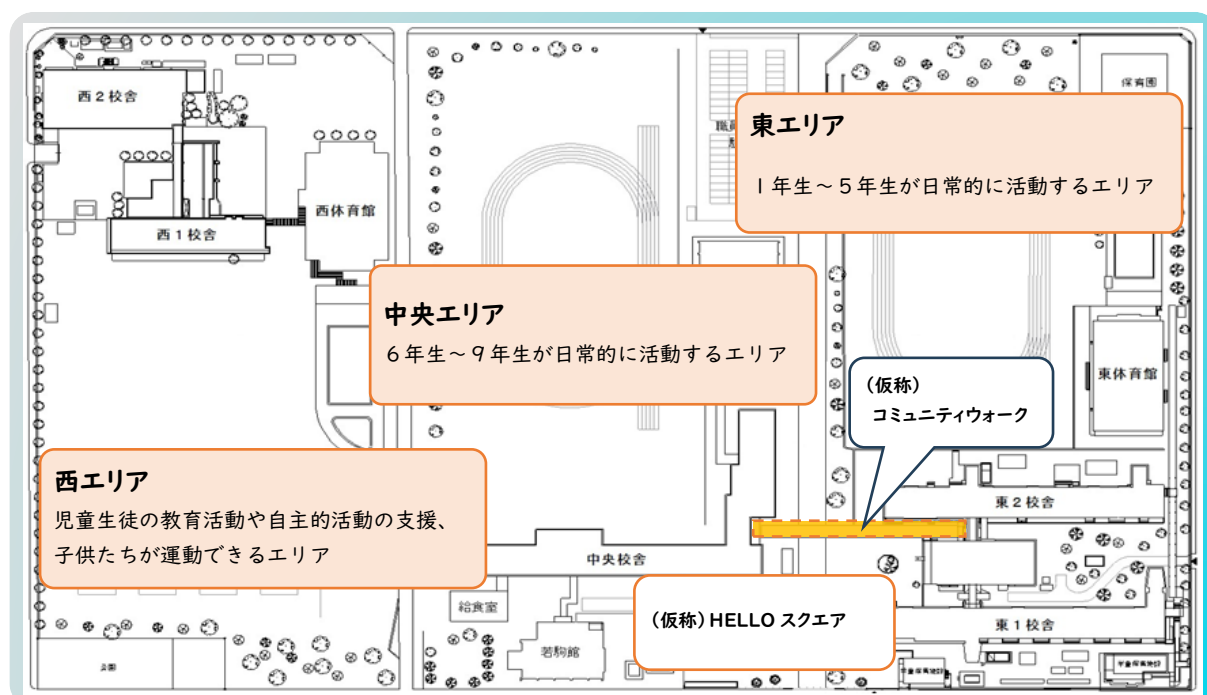
- ・1～5年生（670人程度）の日常的な教育活動の場とします。
- ・主に1～5年生が使用する普通教室（特別支援学級を含む）及び保健室、特別教室（理科室、音楽室、図工室、家庭科室、図書室）、多目的室を配置します。
- ・東エリアを担当する管理職や事務職員の事務室を配置します。

【中央エリア（現志木第二中学校）】

- ・6～9年生（590人程度）の日常的な教育活動の場とします。
- ・主に6～9年生が使用する普通教室（特別支援学級を含む）及び保健室、特別教室（生物室、化学室、音楽室、美術室、技術室、被服室、図書室）、多目的室を配置します。
- ・全ての教職員が使用する職員室及び校長室を配置します。

【西エリア（現志木第四小学校）】

- ・地域とともに児童生徒の教育活動を支援する場とします。
- ・自習スペースや部活動スペースを配置し、子供たちの活動を支援します。
- ・適応指導教室や相談室などを配置した（仮称）教育サポートセンター分室を配置します。
- ・開校後、運動場及び体育館を運動ができる空間として地域にも開放します。



【(仮称)コミュニティウオーク】

児童生徒及び教職員の安全で効率的な動線を確保するため、東校舎と中央校舎の1階を渡り廊下((仮称)コミュニティウオーク)でつなぎます。

なお、法令を遵守するとともに、地域の皆さんが道路をこれまでどおり通行できるようにします。

【(仮称)HELLO スクエア】

義務教育学校の玄関口を(仮称)HELLO スクエアとします。

児童生徒の教育活動における安全を第一に考慮し、門扉・塀などで安全性を確保しつつ、あいさつ運動や異学年の活動など、さまざまな交流が生まれる場として整備します。

【安全対策等】

不審者等の侵入を抑止するため、防犯カメラの設置や警備員の配置、門扉・塀の再整備などを行うとともに、児童生徒と車両が安全に通行できるよう、教職員や搬入業者の車両の動線と児童生徒の動線を分離し、安全面について十分配慮します。

⑤ これまでの取組

平成27年度 「志木市教育大綱」を策定

『次代を担うたくましい志木っ子と地域を支える市民を育む教育』を基本理念として、小中一貫教育に関する取組により『一人ひとりの可能性を伸ばす質の高い教育の推進』を図ってきた。

令和 4年度 「志木市小中一貫教育基本方針」を策定

学校の設置形態は、志木第二中学校区は義務教育学校に、他の中学校区は義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校を基本とすることとした。

令和 5年度 「志木市小中一貫教育推進計画」の素案に対する意見公募手続を実施

したうえで、「志木市小中一貫教育推進計画」を策定

令和9年度からは、志木第二中学校区を義務教育学校として小中一貫教育を推進することとした。

令和 6年度 義務教育学校設置に向けての意識調査や基本設計を実施

義務教育9年間を一貫した教育活動を行う義務教育学校に適した学校施設とするための施設整備の概要を公表した。

⑥ 今後のスケジュール(予定)

令和7年度	令和8年度	令和9年度
・学校施設改修に伴う実施設計 ・条例整備	・東及び中央エリアの整備 (渡り廊下の設置、校舎の内部 改修、外構工事など)	・義務教育学校の開校 ・西エリアの整備